

あべてつみ 阿部哲己 市議会・活動報告

令和4年
7月1日
第9号



3月・6月定例会での私の一般質問について報告いたします。

市議会・活動報告に当たりご挨拶申し上げます。

常日頃より皆様にはご指導とご支援を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

議会の定例会の都度、報告したいと考えていますが、3月議会の終盤に少し体調を崩し遅れてしまいました。本誌では3月と6月議会での、私の一般質問について報告させていただきます。紙幅の都合上、概要となりますので、詳しくは一般質問の動画でご確認いただけたと幸いです。なお、私は元気を取り戻しております。

[3月定例会動画](#)



3月定例会（2月25日～3月22日）での一般質問（3月14日）

1 地震災発生時の対応について

「震度5強」の地震発生時には、管理職を主体に各対策部の職員が自主収集し、「震度6弱以上の地震が発生した場合」には全職員が自主収集することが、「えびの市地域防災計画」で定められています。**自主収集について、職員の人たちに定期的に周知し遗漏の無いよう求めました。**

2 えびの市業務継続計画について

内閣府（防災担当）では、「大規模災害発生における地方公共団体の業務継続の手引き」が平成28年2月に改定されていますが、えびの市業務継続計画にはその内容が十分には織り込まれていない状況です。また、平成29年に策定後、見直しがなされていないので、早めに改善を図るよう促しました。

「えびの市業務継続計画」に記載していることを実行するよう求めました。

具体例として、業務継続に「特に重要な6要素」の中の「電気・水・食料等の確保」として、「水や食料等の備蓄については、「現時点（平成29年3月）で1日分」の備蓄、今後の検討として「非常時優先業務にあたる職員の3日分を基準として整備する。」と書かれていますが、職員用の水や食料は確保されていないとの回答でした。自分たちで定めた**「えびの市業務継続計画」**に記載してあることはきちんと実行するよう求めました。

3 介護保険料低減方策について

厚生労働省の、地域包括ケア「見える化」システムで、「えびの市の保険料額の推移」を見ると、令和3年8月末時点のデータで必要保険料額が県内で2番目に高くなっています。

また、「えびの市の介護費用額の推移」を見ると、第1号被保険者の1人あたり費用額が県内で1番高い状況にあり、この費用額は右肩上がりの状況が続いている。

これらの状況を考えると、介護保険料は第9期では、第8期よりも高くなるのではないかと懸念され、今後の見通しを尋ねました。

介護保険課長からは、国が定める第1号被保険者の負担率(23%)が増加しなければ、介護保険料は大幅な増加にはならないと考えているとのことでした。

えびの市では、「施設サービス」の比率が48%（令和3年8月）と高く、この比率の高いことが、えびの市の介護費用額を押し上げているようです。高齢になっても、できるだけ介護の世話にならずに済むよう**健康を維持していただくこと**、また「在宅サービス」や「居住系サービス」の利用者が「施設サービス」へ進むことを防止できるよう、**健康な状態を維持・改善する取り組みの推進が、介護保険料の低減につながると**提言しました。

4 フットプラザりんどう（えびの高原）の建物の一般競争売払いについて

えびの高原の「フットプラザりんどう」の建物売却入札公募が12月に平日9日間の短期間で行われました。**資産を出来るだけ高額で売却するためには、期間が短すぎたのではないかと指摘し、今後は改めるよう求めました。**

また、「えびの市公有財産取扱規則」では、「普通財産の管理及び処分は、財産管理課長が行うものとする。」と定められていますが、この案件では観光商工課長が売却しており、規則違反ではないかと指摘しました。これに対し、市長が定めたものは、市長が定めた課等の長が行うものとすると、「えびの市公有財産取扱規則」に記載されているとの回答でした。そこで、市長が定めた決定文書があるのか確認したところ、庁議の議事録があるとの回答でした。

私は、「フットプラザりんどう」の建物を市が譲渡を受けた時点では、「えびの市公有財産取扱規則」に基づき、財産管理課長の所管と考えるべきで、その**管理を観光商工課に所管換えを行いうのであれば、文書で決定すべきだったと指摘しました。**

市長の答弁は、譲渡を受けた時点から観光商工課の所管であり所管換えはないというもので、話がかみ合わないままでした。

5 コロナウイルス感染症対策について

えびの市のワクチン3回目の接種率は3月14日現在で、えびの市全体が約41%、高齢者が約76%と順調に接種が進んでいることを確認しました。

次に、自宅療養者・宿泊療養者の方たちへのコロナ治療薬の投与について確認しました。

宿泊療養者の方には、ホテル等に常駐している看護師が患者さんの状況を確認し医師の指示を仰いで治療薬を投与、自宅療養者の場合は訪問看護師が医師の指示を受け投与しているとの説明でした。

また、**12歳未満のお子さんの接種について、接種する方向での同調圧力がかかるないよう配慮を教育長にお願いしました。**

1月末の新聞に載った「厚労省ホームページから「未成年接種」を考える」という意見広告では、ワクチン接種後の長期的な安全性のデータはまだ得られていないと書かれています。

コロナによる死者の大半が高齢者であり、子どもさんの死亡は非常に少ないことを考えると、子どもさんへの接種は慎重な判断が必要だと思われ、接種する方向での同調圧力がかかるることの無いよう配慮をお願いしたものです。

6月定例会動画



6月定例会（5月27日～6月10日）での一般質問（6月 7日）

1 令和4年度新規職員の採用について

新規職員の採用数14人は、令和3年度の8人、2年度の5人、元年度の5人と比較して大幅に増えています。その主な理由は、退職者の欠員補充ということでした。

今年3月策定の第6次えびの市総合計画によると、2040年～2050年に、えびの市の人口が1万人を下回る推計が出されています。えびの市の人口減少が続けば、市の財政規模も縮小せざるをえなくなるので、**将来の市役所職員数について市長のお考えをお尋ねしました。**

市長は、「選挙公約でもランニングコストの削減をあげており、市民サービスの低下を招かない範囲で行政コスト、人件費も下げていかなければならない。アウトソーシング出来るもの、行政がしなければならないことが何かも加味しながら将来像も検討したい。」との回答でした。

一般質問の動画は、市役所のホームページから、**ホーム～市議会～議案・議事～一般質問**インターネット中継～一般質問録画配信(外部リンク)をクリックすることで、ユーチューブにつながりご覧出来ます。

次に、男女共同参画の観点から問題提議しました。

新規職員の男10人・女4人の比率、及び応募者に対する採用数の比率(競争率)が男2.9倍女4.8倍とこれほど差が大きくなれば、男女平等とは言えないのではないかと指摘しました。

市長からは、「採用試験の成績に基づいて選考した。」との回答でした。

男女間の成績差が出た現状をどう考え、是正するのか。試験問題の改善は必要ないのか。優秀な女性が、えびの市役所を選ばない傾向があるとすれば、その原因を考えて改善する必要があるのではと問いかけました。市長からは、「性別にかかわらず働きやすいというイメージを広めれば男女格差のは是正につながり、女性の応募者も増えると考えている。」との回答でした。

男女共同参画社会基本法第二条二項に、「積極的改善措置」として、「男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されています。

えびの市役所の職員(令和4年4月)は男194人、女108人で、男が倍近く多い状態です。

今後は、「積極的改善措置」を勘案し「職員の新規採用は男女同数を基本とする」ことが、男女雇用機会均等法に則った雇用のあり方ではないかと提言し、検討をお願いしました。

2 産業団地への企業誘致について

産業団地11区画の内、2区画への企業進出が決まり、残り9区画の誘致状況を尋ねました。

企業立地課長からは、数社の企業様と交渉中であり、多様な企業を対象に積極的に情報の収集と提供に努めていくとの答弁でした。積極的な誘致活動の継続をお願いしました。

えびの市企業立地促進条例の内、アパート等の賃借料補助は3月議会で議決の改正後でも、1戸につき年間12万円で限度額は60万円(5戸が上限)、交付は1戸につき1回(1年)に限るということで、これでは、進出される企業様からご不満が出かねないと考えられます。

産業団地を作る目的の一つに、雇用の確保があることを勘案し、働く人たちのアパート等を企業様が準備される場合の補助を手厚くするよう、制度の改善充実を提言しました。

3 えびの京町温泉マラソン大会の中止について

第34回えびの京町温泉マラソン大会は、5月15日(日)に開催予定でしたが、コロナウイルス感染防止のために中止となりました。中止になったことはやむを得ないと思いますが、中止の連絡が遅かったという声をお聞きしたので、反省と今後の改善策を尋ねました。

観光商工課長から、中止連絡の際に参加費用の返却、参加賞の取り扱いなどを、郵送料節約のために1通のハガキに書き込みたいと考え、内容検討に時間を要し、参加者の皆様にご迷惑をおかけしてしまったとの反省の弁がありました。

また、参加申し込み時にメールアドレスを登録していた参加者には、メールで連絡できたのではないかと指摘しました。観光商工課長から、メールアドレス情報は、大会の運営の一部を委託しているテレビ宮崎商事も把握していなかった。今後は、緊急連絡用手段として、えびの市から参加者にメール通知できる方法等を検討し、次回大会までには緊急連絡が出来るよう対応したいとの答弁がありました。今後の大会では、運用に万全を期すようお願いしました。

4 市民と協働のまちづくりについて

今年3月に策定された第6次えびの市総合計画には26の基本施策が掲げられ、その基本施策を達成するために、市民・地域・職場で取り組んでほしいことを「みんなでできること」として整理されています。市民の皆様方に協力をいただくために「みんなでできること」を、どのように市民の皆様にお伝えしようと考えているのか尋ねました。

企画課長から、市が発行している広報誌等で、年に1回程度、「みんなでできること」の周知を図っていきたいとの答弁がありました。

5 介護保険料低減方策について

えびの市の介護保険料が高い一つの要因として、施設サービスの利用が多いことがあげられます。高齢者の方々が元気で活動できる期間が長くなるよう支援することが、介護保険料の低減につながると考えています。

昨年10月定例会での一般質問で、免許証を返納して車の運転を止めると、運転を続ける人と比べ介護状態になるリスクが約8倍高くなること、また、軽い認知障害の人でも3ヶ月で3回の実車での運転技能のトレーニングにより、安全運転技能が改善したというデータから、「高齢者には安全運転技能を改善できる能力がある」ことを紹介しました。

10月定例会からの8ヶ月間に、市でどのような調査、判断をされたのかお尋ねしました。

市長からは、「運転寿命延伸プロジェクトコンソーシアムでの様々な調査・研究は高齢化社会を考える中で有用なものだと認識している。」との回答がありました。

宮崎県警察本部交通部が作成した、令和3年「宮崎県の交通事故」によると、高齢運転者の事故が令和3年に1316件、死者が7人。そして、若者運転者の事故が令和3年に643件、死者が1人となっており、高齢者(65歳以上)の事故が若者より2倍以上多い状況です。

一方、運転免許保有者数は、高齢者が208,778人、若者が50,291人と、高齢者は若者の4倍以上います。そこで、運転者の事故率を計算すると、高齢者が0.6%、若者は1.3%です。つまり、事故率は若者の方が高齢者よりも2倍以上多いのです。

今年5月から、過去3年間に交通違反歴のある75歳以上の高齢運転者を対象に、免許更新時に運転技能検査が義務付けられました。新聞報道では、免許更新を迎える人の内7%程度が検査対象になり、この内23%、4人に1人程度が、初回の検査は不合格になると警察庁で試算されているようで、高齢者の免許更新が難しくなりつつあります。

マスコミ報道などの影響もあり、高齢者の運転は危ないという「刷り込み」が蔓延している状況で、えびの市では「免許証返納」と「制限運転」が施策として取り上げられています。

今後は、「高齢者の安全運転を推進する」を追加し、自動車学校での運転技能トレーニングを高齢者が受けやすくなる取り組みを、市としてご検討いただきたいとお願いしました。

市長から、「公共交通が十分ではないえびの市においては、高齢者の方々の運転寿命を伸ばし、運転を続けていただきたいとの思いはあるので調査したい。」との回答をいただきました。

免許更新前の高齢者講習を早めに受けましょう

70歳以上の高齢運転者は、免許更新前に高齢者講習を受ける必要があります。2月、3月になると高校生などの運転免許取得が増え、自動車学校で高齢者講習の予約が取りづらい状況になるようです。

高齢者講習は免許更新期限の6か月前から受けられます。2月、3月が誕生日の人は特に、早めに高齢者講習を受けていただきますようお願いいたします。

あべてつみ後援会

(会長 堀井之生)

〒889-4152

えびの市大字島内1172番地15

あべてつみ（阿部哲己）

電話（FAX） 0984-48-0044

ホームページ <http://www.abetetsumi.com>

フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/abekouenkai/>
(フェイスブックを利用されていない方もご覧出来ます)

ホームページ

フェイスブックページ



ホームページでは、これまでのパンフレットをご覧いただけます。
フェイスブックページは、フェイスブックを利用されていない人も
ご覧いただけます。

※ 後援会報の名称を「阿部哲己 市議会・活動報告」に訂正
しましたが、号数は通し番号としています。